

いわき市農業委員会第29回総会議事録

会長 草野庄一は、令和5年8月22日（火曜日）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者（計33名）

(1) 農業委員（23名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（10名）

事務局長	矢吹 敬直
事務局次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	府川 将人
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

2 欠席者（計1名）

8 佐川 良平

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長) それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会
会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなり
ます。

草野会長、よろしく願いいたします。

議長
(草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。
円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力を
お願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号8番、佐川良平委員となります。

現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する
法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉
会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第29回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第
24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号13番、菅野綾委員、議席番号14番、石井英毅委員、以上2名の
委員をお願いいたします。

また、書記は事務局に、お願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通
知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護
条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に
記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の
全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおい
ても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局
(中村次長)

【議案書2～3ページにより会務報告】

議長
(草野会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である
農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられているこ
とから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどう
か、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

特に、取下げ、追案等はありません。

議長
(草野会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

本日、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」で、議席番号15番、新妻信夫委員が該当しております。

新妻委員には、当該議案審議の際、一時退出をお願いします。

その他、該当する場合には、議案審議の際に申し出てください。

それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

議案説明書2ページをご覧ください。

併せて地図につきましては、別紙「現地調査位置図」をご覧ください。

番号1番から9番につきましては、売買による所有権の移転、番号10番、及び11番につきましては、賃借権の設定、番号12番、及び13番につきましては、贈与による所有権の移転です。

このうち、番号3番、5番、及び12番が新規就農案件となります。

また、番号1番につきまして、譲受人の住所が双葉郡楡葉町となっておりますが、実際の居所は、申請地近くの平窪地区です。

番号3番、5番、6番、及び12番につきましては、小面積の申請ですが、営農計画等、申請内容は適切であると考えます。

以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田 21,524 m²、畑 10,625 m²、合計 32,149 m²となります。

議案説明書4ページ、5ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、許可要件の詳細につきましては、6ページでご確認ください。

事務局からの説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

21番
新妻(公)
委員

番号1番から12番までの事案につきましては、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局より、お願いいたします。

事務局 (府川係長)	<p>番号13番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
18番 鈴木(義) 委員	<p>番号1番、2番について、お伺いします。</p> <p>2反歩と5反歩と畑の面積が大きいので、こちらで何の作物を栽培するのかお伺いしたいと思います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>番号1番の作物につきましては、すでに所有する農地も含めまして、サツマイモ、ニンジン、ブロッコリーとなります。</p> <p>番号2番につきましては、これまで賃貸借で借りていた農地として、今回改めて売買という形で所有権の移転を行ったという事案です。</p> <p>こちらにつきましては、生け花等に使う松や南天などの樹木を、枝を切って出荷するものです。</p> <p>こういった場合も、畑として取り扱うということで、特段、問題ないということでした。</p>
議長 (草野会長)	<p>そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書の5ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (浅川主査)	<p>議案の説明に入る前に、資料の訂正があります。</p> <p>議案説明書8ページ、番号1番の申請土地の表示についてです。</p> <p>地目が「田」となっておりますが、正しくは「畑」ですので、訂正をお願いします。</p> <p>従いまして、今月の4条許可申請面積が、田 345.95㎡から0㎡へ、畑 0㎡から345.95㎡と変更となります。</p> <p>現地調査位置図の16ページにつきましても、併せて訂正くださるようお願いいたします。</p>

事務局
(浅川主査)

願います。

それでは、議案の説明に入ります。

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は16ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号4004番の案件となります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

番号1番、申請人の住所・氏名は、平藤間（氏名は不表示）です。

申請土地の表示は平藤間、登記地目は畑、転用面積は2,042 m²のうち345.95 m²です。

転用目的は、農業用施設敷地の拡張です。

なお、本案件は、必要な許可を得ずに、既に農業用施設敷地としてしまっており、その経緯について、ご説明いたします。

申請者より、申請地について、必要な許可を得ずに非農地として使用していることが判明したことから、どのような手続きが必要かとの相談があったものです。

申請人より聴取したところ、平成29年度に、申請地に隣接する宅地に営農のための倉庫、乾燥機建屋等の農業用施設を整備した際、本来「2 a (200 m²) 未満の農業用施設のための農地転用は許可不要」と定められているところ、「5 a (500 m²) 未満までは農地転用許可が不要」と誤認し、申請地を農業用施設敷地の一部として整備してしまったものであると確認しました。

聴取した内容から、必要な許可を得ずに非農地化したのは、申請人の誤認が原因であり、故意によるものとは言えず、また申請の際に添付された顛末書に「二度とこのようなことのないように注意し、農地法及び関係法令を遵守することを誓約する」との再発防止策も記載されていることから、原状回復を経ず、現況で許可することの可否について、ご審議をお願いいたします。

以上1件、面積は、田0 m²、畑345.95 m²、合計345.95 m²となります。

申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

22番
大竹（公）
委員

本案件は、必要な手続きを経ずに農業以外に使用されているとのことから、現地を確認したところ、既に農業用施設敷地として使用されておりました。

先ほど、事務局から説明があったとおり、本案件は、申請人が、平成29年度に隣接地に農業用施設を整備した際、農業用施設のための転用に係る許可不要の要件について、「200㎡未満」となっているところ、「500㎡未満」と誤認し、必要な手続きを行わずに農業用施設敷地として整備してしまったとのことですが、当委員会の指導に従い、速やかに転用許可申請を提出したこと、また、本案件について顛末書を提出しており、再発防止策を策定していること、さらには、当該転用による周辺農地への影響等はないと判断できることから、当該転用申請について、許可することも、やむを得ないと考えます。

報告は、以上です。

議長
（草野会長）

只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
（府川係長）

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
（千葉主事）

議案の説明に入る前に、資料の訂正があります。

議案説明書11ページ、番号13番の申請者についてです。

譲渡人の法人名称、「川前町志田名荻牧野農業協同組合」の後に、「代表者（氏名は不表示）」の追記をお願いします。

現地調査位置図の42ページについても、併せて訂正くださるようお願いいたします。

それでは、議案の説明に入ります。

議案説明書の9ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の10ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決

事務局
(千葉主事)

定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は18ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5032番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、平上神谷、田440㎡、障がい福祉サービス事業専用駐車場、賃借権の設定です。

番号2番、永崎、畑1,247㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号3番、永崎、田1,155㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号4番、小名浜上神白、田1,658㎡、太陽光発電設備、所有権の設定です。

番号5番、鹿島町下矢田、田及び畑2,029㎡、資材置場、賃借権の設定です。

番号6番、山田町、畑994㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号7番、山田町、畑151.18㎡、自己住宅敷地、使用賃借権の設定です。

なお、本案件は、必要な許可を得ずに、既に非農地化してしまった案件となります。

続きまして、番号8番、四倉町上岡、田871㎡、太陽光発電設備、地上権の設定です。

番号9番、渡辺町上釜戸、田1,869㎡、資材置場のための一時転用、賃借権の設定です。

番号10番、錦町、田1,854.24㎡、電気事業工事用地としての一時転用、賃借権の設定です。

番号11番、三沢町、田2,463㎡、事務所、駐車場及び資材置場としての一時転用、賃借権の設定です。

番号12番、小川町上小川、田2,179.48㎡、あぶくま南風力発電所建設工事としての一時転用、賃借権の設定です。

番号13番、川前町下桶売、田5,833㎡、仮設宿舎としての一時転用、賃借権の設定です。

なお、本案件については、転用面積が3,000㎡(30a)を超えておりますので、農地法の規定に基づき、福島県農業会議の意見聴取案件となります。

続きまして番号7番について、補足説明します。

被設定人から事務局に対し、申請地について、必要な許可を得ずに現状のとおり使用していることが判明したことから、どの様な手続きが必要かとの相談があったものです。

被設定人に聴取したところ、土地所有者である設定人は相続登記の内容を十分に確認しておらず、毎年の固定資産税の通知書も十分に確認していなかったため、登記地目を「宅地」と誤認していました。

更に施工業者の担当者も登記地目が「畑」であることを見落としてしまい、都市計画区域外ということもあり開発許可なども引っかかることなく

事務局
(千葉主事)

建築工事が進んでしまったと確認しました。

聴取した内容から地目を誤認していたことが原因であり、故意によるものとは言えず、また申請の際に提出された顛末書に今後このような事がないように農地法を厳守するとの再発防止策も記載されていること、周辺農地に影響がないことなどを考慮し、原状回復を経ず、現況で許可することの可否について、ご審議をお願いします。

以上 13 件、面積は、田 13,285.24 m²、畑 3,625.66 m²、採草放牧地 5,833 m²、合計 22,743.90 m²となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第 3 号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

23 番
木幡委員

先に番号 7 番について説明します。

被設定人に聴取したところ、土地所有者である設定人は相続登記の内容を十分に確認していなかったため、登記地目を「宅地」と誤認してしまい、更に施工業者の担当者も登記地目が「畑」であることを見落とし、都市計画区域外ということもあり開発許可なども引っかかることなく建築工事が進んでしまったと確認しました。聴取した内容から地目を誤認し必要な手続きを行わず自己住宅敷地を整備してしまったとのことですが、当委員会の指導に従い、速やかに転用許可申請を提出したこと、また、本案件について顛末書を提出しており、再発防止策を策定していること、さらには、当該転用による周辺農地への影響等はないと判断できることから、当該転用申請について、許可することも、やむを得ないと考えます。

それ以外の番号 1 番から 6 番、番号 8 番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局より、お願いいたします。

事務局
(千葉主事)

番号 9 番から 13 番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第 3 号について、原案のとおり可決することにご異議ございません

議長
(草野会長)

か。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」、審議をいたしますが、冒頭での説明のとおり、議事参与の制限に、議席番号15番、新妻信夫委員が、該当しております。

新妻信夫委員には、一時退出をお願いいたします。

【新妻信夫委員、一時退出】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

説明の前に、資料の訂正があります。

議案説明書の17ページをお開きください。

(番号4番、6番、7番の譲受人の住所の訂正を依頼)

それでは、説明に入ります。

議案説明書の15ページをお開きください。

いわき市農用地利用集積計画書について、説明いたします。

第4号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に再転貸する事案でございます。

実施地区は、平、四倉、借り手4名、貸し手3名、対象筆数、田26筆、畑6筆、面積は、田24,020㎡、畑3,046㎡となっております。

なお、16ページ以降の詳細な説明は、省略させていただきます。

以上、第4号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条及び第10条の要件を満たしていると考えます。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について、説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

それでは、新妻信夫委員、入室願います。

【新妻信夫委員、入室】

議長
(草野会長)

ここで、議案第5号に入る前に、10分間の休憩を取ります。
14時30分まで休憩といたします。

【10分間の休憩】

それでは、議事を再開いたします。
議案第5号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の8ページをお開き願います。
【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

本日お配りしております、資料1をお開き願います。
非農地の判断について、説明いたします。
番号1番は、風力発電設備の設置事業に関して、牧場のうち、山林化している部分について非農地判断を求められたものです。
なお、当該地は、牧場として利用できる状況であるものと、山林化している部分について、分筆登記を行い、筆を整理しました。
分筆登記を行った境界については、2ページをご覧ください。
番号2番から4番は、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野・山林化している農地について、非農地判断を行うものです。
今般、非農地判断することについて、地権者からの合意を得られたことから、その判断をお諮りするものです。
現地調査については、いわき市農業委員会地区審議会の委員において実施しております。
8月分は、田9筆、11,152㎡、畑7筆、2,955㎡、牧場2筆、556,566㎡、合計18筆、570,673㎡です。
現地の様子については、この後、前面のモニターに投影させていただきます。
説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

9番
油座委員

番号1番及び2番については、地区審議会の委員である、生田目祥明委員、緑川利康委員、大竹保男委員と一緒に、現地を確認しましたが、いずれも原野・山林の様相を呈している状況であります。
非農地化することに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

6番
藁谷委員

番号3番については、地区審議会の委員である、菅野綾委員、佐藤智春委員、と一緒に、現地を確認しましたが、当該地は、山林の様相を呈している状況であります。

6番
藁谷委員

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

10番
岡村委員

番号4番については、地区審議会の委員である、石井英毅委員、古市邦夫委員と一緒に、現地を確認しましたが、いずれも原野の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号、「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

報告第1号から報告第4号まで一括して、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

それでは、議案説明書の23ページから30ページをお開き願います。

今月の報告件数は30件、権利の移動理由はすべて「相続」です。

権利の取得面積は、田130,011㎡、畑57,032.58㎡、合計187,043.58㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の31ページから32ページをお開き願います。

今月の報告件数は3件、転用面積は、田1,779㎡、畑0㎡、合計1,779㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の33ページから35ページをお開き願います。

今月の報告件数は7件、転用面積は、田4,943㎡、畑0㎡、合計4,943㎡です。

事務局
(府川係長)

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について）を説明】

議案説明書の37ページから48ページをお開き願います。

今月の合意解約件数は62件、面積は、田339,889.69㎡、畑64,147㎡、合計404,036.69㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。

次に、協議事項に入ります。

「令和6年農作業労働賃金標準額について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鹿内主査)

資料2をご覧ください。

今回から10月の総会までの3回の協議で令和6年標準額の検討を行っていただきます。

事務局からは、前回の総会で照会しました見直し意見等の回答を反映させた協議用資料を作成しましたので、その内容について説明します。

それでは、表紙をめくってください。

裏面が協議の「進め方」です。

今回、作業項目ごとにシートを作成しました。

懸案事項が3件、既設項目が28件、新規追加項目が2件となります。

このシート1枚毎に協議していただきます。

それでは、はじめに懸案事項についてですが、資料の1ページから3ページまでが昨年度からの継続協議とした作業項目です。

1ページが「溝切り」になります。

「溝切り」については、昨年度、「作業受委託の対象となる一般的な作業であるかどうか」について再検討するとしたものです。

2ページが「倒伏田の料金割増」になります。

「倒伏田の料金割増」については、昨年度、標準額は、あくまで目安のひとつであることから「相手方との話し合いによる」としているところです。

3ページが「転倒車両の引上げ」になります。

「転倒車両の引上げ」については、昨年度、「本作業は直接的な農作業ではないため、標準額として設定することは妥当でない」と整理しているところですが、今回、一般の方から電話でのご意見があったため資料として作成しました。

次に、資料の4ページから31ページまでが既設の作業項目になります。

シートの内容を説明しますので、4ページの「育苗」のシートをご覧ください。

作業項目名の脇に、空欄としている令和6年の標準額、その下に令和5

事務局
(鹿内主査)

年の標準額、また、その下、左側に県内他市の状況として、いわき市と比較的規模の同じ福島市と郡山市、隣接する田村市、浜通りの相馬、南相馬市を記載しました。

また、その右側が、見直し意見の平均値、最高額、最低額です。

その下が、見直し意見の照会で回答された主な意見になります。

また、資料の32、33ページは、新規追加の要望のあった作業項目です。

32ページは「播種・芽出し」、33ページは「乾燥調整後の玄米の運搬費用」という意見が出ております。

内容については、各自、確認してください。

最後の34ページは、令和5年の標準額表です。

なお、見直し意見の無かった作業項目についてもシートは作成しておりますが、追加の意見等がなければ令和5年の額で確定となります。

今回、1回目の協議では1ページから3ページまでの「懸案事項」と、4ページの「育苗」から13ページの「あぜ草刈り」までの既設項目について、合計13件を協議してください。

これはあくまでも目安ですので、時間があれば進めるところまで協議し、また、時間がなく協議できなかった場合には、次回へ繰り越しとします。

最後に、今回配付した資料は、次回以降も使用しますので忘れずに次の総会にもお持ちください。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、令和6年農作業労働賃金標準額に係る検討資料の説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、こちらの検討資料により、協議して参りたいと思います。

前担当者の浅川主査から1年で、鹿内主査へ担当者が変わってしまいましたが、我々、第17期の農業委員としては、今回が3度目の協議の場となります。

過去の経過も頭にあると思いますので、その辺りも含めて、検討して参りたいと思います。

検討の回数が本日を含めて、3回と限られております。

前回までのような次年度への繰り越しなどを招かぬよう、効率よく協議すると共に、農業委員には受託者が多い状況ですので、委託者との中立の立場で、検討することを心掛けて頂きたいと思います。

また、今回の検討資料は、担当者が色々と工夫を凝らしてくれました。

前回までの膨大な資料の提示から、協議をする作業項目毎に検討シートを作り、その中に他市の状況や見直し意見などを盛り込んでくれました。

非常に協議しやすい資料となっておりますので、基準となる令和5年標準額表と併せて活用して参りたいと思います。

それでは、協議に入ります。

議長
(草野会長)

まずは、前回繰り越しとした懸案事項から協議して参ります。
検討資料の1ページ「溝切り」の項目追加について、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

18番
鈴木(義)
委員

私の地区は、「溝切り」を結構やっている地域です。
他市の状況も考慮すると、10aあたり、溝切り3本から4本で2,000円というのが妥当なものかと考えます。
実際に発生している作業ですので、作業項目として追加しても良いと考えます。
ただ、基盤整備を行った良い条件の圃場だと、必要性は薄いとも感じます。
軟弱地では必要な作業ですので、私としては追加して頂きたい項目です。

議長
(草野会長)

鈴木義直委員のほかに、受託者で実際に「溝切り」をやっている方はいますか。
それか、地域で「溝切り」をやっている方を知っているとか。
遠野・田人地区の生田目委員はどうですか。

12番
生田目委員

私、溝切りの機械は持っておりますが、受託はしておりません。
ですが、鈴木義直委員の意見のとおり、私も項目として設定してあれば、逆に頼みたい人も作業として頼めるのだなと思うかもしれません。
私の地域も、最近、溝切り作業が増えてきました。
ただ、表記についてですが、10aあたりでもいいのですが、1本の長さは何mという表記も入れたほうがいいのかなと思います。
基盤整備をした圃場であれば、50mから60mあるかもしれませんが、私の地域ですと未整備の所も多いので、何mで何本という表現のほうがいいのかと考えます。

議長
(草野会長)

現状での金額などは、ご存じですか。

12番
生田目委員

それは、聞いたことがありません。

事務局
(赤津係長)

長さの表現を用いている県内の市町村がありますので、お伝えしたいと思います。
人であったり、バイクであったり、方法によって金額は変わるとの注釈もありますが、喜多方市で1mあたり9円から22円の設定です。
次に、西会津町で1mあたり10円(機械)、湯川村で1mあたり8円(機種により別途協議)、会津美里町で100mあたり832円となっております。

議長
(草野会長)

各市町村によって、様々ではあります。
まず、「溝切り」を追加するという事に反対の方はありますか。

【反対者なし】

では、「溝切り」を追加することを前提にして、この表記について、いかがいたしましょうか。

12番
生田目委員

1反歩あたり何本という表現で、本数の距離を100mなら100mとして、記載するほうが良いかと思います。

1反歩表記の方が、皆様に浸透しやすいのかなと思います。
メートル表記だと、畔の長さを測る作業が出てきてしまうと思います。
反別表記なら、水田台帳にも載っておりますので、1反歩何本で何mという表現が良いのかなと思います。

議長
(草野会長)

1反歩で何mとすると、かえって複雑になるのでは。
どちらかに統一したほうが良いのではないか。
郡山市は「30aあたり4本が標準」としている。
反あたりで表記したときにはね。

18番
鈴木(義)
委員

他市町村を参考にすると、10aあたり3本から4本という表現が分かりやすいのかなと思います。

議長
(草野会長)

いわき市は、「溝切り」の設定が初めてですので、様々な意見が出て当然なのですが、私は個人的に1反(10a)の表記が分かりやすいと思います。
他市町村の料金設定を踏まえると、1,500円から2,000円位の金額となっております。

鈴木義直委員の意見を尊重すれば、1反歩あたり3本から4本、2,000円という、設定が妥当なのではないかと思います。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「溝切り」の項目を追加し、「10aあたり3本から4本、2,000円」とすることに異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「溝切り」の項目を追加することにいたします。

次に、検討資料の2ページ、「倒伏田」の料金割り増しについて、協議いたします。

コンバイン(刈り取り)と関連するものです。

他市町村を見てみますと、会津若松市・会津坂下町では、倒伏100%で100%割増、倒伏50%で50%割増、倒伏30%で30%割増となっております。

また、会津美里町・磐梯町でも、資料に記載のとおり、倒伏率に応じた割増率を設定しているところです。

議長
(草野会長)

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

2番
四家(誠)
委員

前回の協議の際に、農協において、倒伏状況に応じた作業賃金の割増があると話していたのですが、その後、農協のほうには確認頂けたでしょうか。

もし、確認が取れていないのであれば、私のほうで資料をお持ちしましたので皆様にお配りしたいのですが。

平成21年に農協で出したものです。

私も、こちらを参考にして受託しておりました。

事務局にて印刷をお願いいたします。

【事務局にて、資料を印刷】

議長
(草野会長)

只今、事務局にて資料を印刷しております。

その間を利用しまして、先に、検討資料の3ページ、「転倒車両の引揚げについて」、協議いたします。

こちらについては、前回の協議の際、「直接的な農作業でないため、標準額として設定することは適当でない」としたところですが、今回のアンケートにおいて、一般の方から要望がありましたので、再度、協議するものとなります。

農業委員会としては、「設定することは適当でない」としている項目ですが、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

「転倒車両の引揚げについて」は、直接的な農作業でないため、標準額として設定することは適当でないことにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「転倒車両の引揚げについて」は、設定いたしません。それでは、先ほどの四家誠委員からの資料の印刷が完了しましたので、事務局より皆様へ配付をお願いいたします。

【事務局より、資料を配付】

検討資料の2ページ、「倒伏田」の料金割り増しについて、協議を再開いたします。

四家誠委員からの資料については、JAいわき市稲作部会といわき市農業協同組合が連名にて出した「農作業受委託特例条件表」となります。

こちらには、料金の割増率の記載はありませんが、倒伏度を3つに分けて、20%未満、20%以上50%未満、50%以上と表しているものとなります。

18番
鈴木(義)
委員

私の個人的な意見ですが、同じ方向に倒れていればまだしも、あちらこちらに倒れている場合だと、刈り取りに大きな差が生じます。

私は、実際には、刈り取りにかかった時間で、委託者に請求しております。

18番
鈴木（義）
委員

やはり、結果による話し合いだと理解しております。
しかし、刈り取りに要した時間で設定すると、不公平も生じますので、結果、話し合いのほうが良いと考えます。
何をもって条件設定するのかっていうのを考えると、かなり難しくなると思います。

議長
（草野会長）

当事者間での状況は、様々となりますので、私としても、その状況下で、相対で決めるということが良いかと考えます。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

「倒伏田」の料金割り増しについて」は、当事者間での話し合いとすることで、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「倒伏田」の料金割り増しについて」は、設定いたしません。

それでは、次に既設項目の見直しとなります。

既設項目については、ご意見がなければ、令和5年の金額を決定額とすることになります。

検討資料の4ページ、「育苗」について、協議いたします。

令和5年は、1箱あたり730円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額771円、最高額850円、最低額730円となっております。

主な意見としては、成苗までの育成期間を含めて値上げを、農業機械の値上げ110%、燃料・電気代の高騰という意見がございました。

なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。

こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

12番
生田目委員

私のほうから、「育苗」に関しまして、検討資料の32ページ、新規追加項目として、「播種・芽出し苗」を提案しているところです。

「育苗」に関しては、成苗まで育てる方もいますし、JAでは、芽出し（硬化）のみであります。

これ、「育苗」に係る手間は、その分入っていないと思うので、その表記がないので、私のほうで提出させて頂きました。

この「育苗」の730円というのは、緑化までなので、その差を付けて欲しいので、提出したものです。

検討をお願いしたいと思います。

議長
（草野会長）

私は、JAから苗を買っています。

JAとの価格に差が生じてもおかしいので、まずは事務局でJAの価格について、調べて貰いたいと思います。

議長 (草野会長)	「育苗」に関しては、要するに緑化苗ですので、既設項目として金額の協議を行い、生田目委員の提案した、「播種・芽出し苗」については、後ほど、JAの価格なども参考に、新規追加項目の検討として議論することとします。
	生田目委員、よろしいでしょうか。
12番 生田目委員	分かりました。 よろしく願いいたします。
議長 (草野会長)	検討資料の4ページ、「育苗」について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
24番 蛭田(元) 委員	「播種・芽出し」と「育苗」、これを項目分けするのならば、「育苗(成苗)」と値段の差をつけないといけないですよ。 もし、「播種・芽出し」を、仮に400円から550円と設定したのならば、「育苗(成苗)」については、730円では安いと思います。
議長 (草野会長)	そう言った事例も踏まえた、見直し案の回答が、最高額850円と出ているのだと思います。
	最低でも既設の730円だと。
	これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
18番 鈴木(義) 委員	先ほど、四家誠委員からJAの話も出ましたが、JAは、相馬市と南相馬市以外、郡山市も田村市もいわき市も同じJAとなります。 ですので、同じグループ内で地域の価格差があるのは、まずいのではないかなと思います。
	でも、いきなり800円にするのは乱暴ですので、今回は、足並みを揃えて770円とするのが妥当かと思います。
事務局 (赤津係長)	参考までにお伝えいたします。 先ほどの生田目委員の「播種・芽出し苗」についてですが、本宮市で料金設定しておりまして、「芽出し」まで530円、「育苗」まで740円となっております。
議長 (草野会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
22番 大竹(公) 委員	私は、三和町の中三坂地区に住んでおりますが、うちのほうでは、「成苗」を小野町のJAから仕入れます。 小野町も同じ、福島さくら管内ですので。 いわき市内では、「芽出し苗」となりますが、そちらも参考になるかと思えます。

議長
(草野会長)

「成苗」の価格、分かりますか。

22番
大竹(公)
委員

そこまでは、わかりません。

議長
(草野会長)

おそらく、770円前後かと思われませんが。
そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

標準額の設定については、先ず、「播種・芽出し苗」と「育苗」の2項目に分けることとし、「育苗」の標準額を770円とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「育苗」の標準額を770円に改定いたします。

なお、「播種・芽出し苗」の標準額の協議については、別途、検討資料の32ページにより、JAの苗単価も参考としながら、新規追加項目の検討の際に協議いたします。

次に、検討資料の5ページ、「耕起(ロータリー耕)」について、協議いたします。

令和5年は、10aあたり5,800円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額5,970円、最高額6,090円、最低額5,800円となっております。

主な意見としては、農業機械の値上げ110%、燃料・電気代の高騰、平均値を目安とするという意見がございました。

なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。

こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

20番
坂本委員

ロータリーの爪が、今年2割アップとなりました。
物価上昇、燃料代の高騰も踏まえて、増額をお願いします。
また、福島さくら管内ということで、郡山市や田村市と金額を合せて頂きたいと思います。

議長
(草野会長)

経費が上がっているということで、大変だと思います。
また、郡山市や田村市の金額を踏まえると、7,000円となりますが、令和5年度より、1,200円の増額となります。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

24番 蛭田（元） 委員	見直し案の回答では、平均額 5,970 円、最高額 6,090 円となっております。 我々、委員の意見なのですから、この最高額までに留めるべきではないでしょうか。
17番 箱崎委員	経費が上がっていることを踏まえると、標準額を上げないという選択肢はないと思います。
	でも、見直し案の最高額が 6,090 円ですので、今回は、6,000 円に改定し、次回、更に見直すことで良いかと思えます。
議長 (草野会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】
	ご質問がないようですので、お諮りいたします。
	「耕起（ロータリー耕）」の標準額を、見直し案の回答を踏まえ、6,000 円とすることに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
	ご異議なしと認め、「耕起（ロータリー耕）」の標準額を 6,000 円に改定いたします
	次に、検討資料の 6 ページ、「耕起（プラウ耕）」について、協議いたします。
	令和 5 年は、10 a あたり 7,000 円としているところです。
	見直し案の回答額が、平均額 7,221 円、最高額 8,000 円、最低額 7,000 円となっております。
	主な意見としては、農業機械の値上げ 110%、燃料・電気代の高騰、平均値を目安とするという意見がございました。
	なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。
	こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
	委員の皆様の中で、プラウを持っている方はいますか。 箱崎寿正委員は、どうですか。
17番 箱崎委員	持っていません。
議長 (草野会長)	それでは、坂本和徳委員は、どうですか。
20番 坂本委員	持ってはいますが、受託はしていません。
議長 (草野会長)	これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「耕起（プラウ耕）」については、令和5年標準額の7,000円で据え置くことに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「耕起（プラウ耕）」の標準額を7,000円とします次に、検討資料の7ページ、「畦ぬり」について、協議いたします。

令和5年は、1mあたり55円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額60円、最高額80円、最低額50円となっております。

主な意見としては、農業機械の値上げ110%、燃料・電気代の高騰という意見がございました。

なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。

こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「畦ぬり」については、令和5年標準額の55円で据え置くことに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「畦ぬり」の標準額を55円とします。

次に、検討資料の8ページ、「ブロードキャスターによる施肥」について、協議いたします。

令和5年は、10aあたり500円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額689円、最高額1,000円、最低額500円となっております。

主な意見としては、肥料運搬の負担大、農業機械の値上げ110%、燃料・電気代の高騰という意見がございました。

なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。

こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

18番
鈴木（義）
委員

私が、最高額1,000円を回答しました。

何故かという、これ、肥料の運搬費まで入っていないのですが、私は、運搬費まで含めて1,000円で受託しております。

若い方は、体力的に大丈夫だと思うのですが、歳をとると、体力が落ちて、ブロードキャスターに肥料を入れるのが大変な作業となります。

現在の標準額の500円は、安すぎると思います。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

12番 生田目委員	肥料の重量を考慮すると、私も、1,000円位が妥当なのかなと思います。
議長 (草野会長)	状況は良く分かりますが、一気に1,000円に上げるよりも、見直し案の回答の平均額が689円ですから、700円としてみてはいかがでしょうか。
16番 平田委員	他市町村についても、おそらく増額を検討しているかと思われます。そういったことも、考慮してみてはいかがでしょうか。
議長 (草野会長)	そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
18番 鈴木(義) 委員	「運搬費を含む」として、1,000円とすることでは、いかがでしょうか。委託者は、圃場まで肥料を運搬出来ないはずですから。
議長 (草野会長)	「運搬費を含む」として、金額はいくらが妥当でしょうか。平均額で700円、他市町村を参考とすれば1,000円でしょうか。
2番 四家(誠) 委員	私は、軽貨物の運送事業を営んでおりまして、国の認証を受けて事業をしております。 その中で、運賃表を設けて、費用を頂いております。 事業者を守るうえでも、運賃を作業項目として特出しせずに、鈴木義直委員の言ったように、運賃を含めた設定としたほうが、よろしいかと思っております。
20番 坂本委員	表現の問題ですが、「運賃」ではなく、「運搬を含む」と表記したら良いかと思っております。
議長 (草野会長)	増額の幅が大きいことも気になるところです。 金額を4桁に持っていくか、3桁に抑えるかということになりますが、では、標準額を900円とすることでは、いかがでしょうか。
18番 鈴木(義) 委員	草野会長、900円でよろしいのではないのでしょうか。
議長 (草野会長)	そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 「ブロードキャスターによる施肥」については、「運搬を含む」とし、標準額を900円にすることに、ご異議ございませんか。

議長 (草野会長)	<p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、「ブロードキャスターによる施肥」の標準額を 900 円とします</p> <p>それでは、時間も押しましたので、検討資料 9 ページ、「代かき」以降については、次回総会にて、協議することといたします。</p> <p>次回も、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>まずは、事務局から何かありますか。</p>
事務局 (鯨岡係長)	<p>【資料 3】 目標地図の素案作成に向けて</p> <p>⇒ 各地区の進捗状況について、上記資料により説明した。</p>
事務局 (赤津係長)	<p>【その他】 訃報のお知らせ</p> <p>⇒ 長瀬紘推進委員の訃報について、口頭によりお知らせした。</p> <p>そのほか、委員の皆様から何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第 29 回総会を閉会いたします。</p>

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第5号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第4号	いわき市農用地利用集積計画について	15 新妻 信夫

6 本総会の閉会時刻

午後4時50分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

13 菅野 綾

14 石井 英毅